

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成20年
1月8日
(火曜日)

目次

告示

保護に関する事務の委託(厚政課)……………

救急病院でなくなった医療機関(医務保険課)……………

保安林指定施業要件の変更(森林整備課)……………

道路の区域の変更(道路整備課)……………

道路の供用の開始(道路整備課)……………

小野田都市計画事業小野田日の出二丁目土地区画整理事業の事業計画の変更認可(都市計画課)……………

公告

大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出(商政課)……………

大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課)……………

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(二件)(商政課)……………

土地改良事業施行協議に係る決定(農村整備課)……………

国営農地再編整備事業(豊北地区向坊換地区)の換地処分(農村整備課)……………

山口県告示第一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第十九条第五項の規定により、次のとおり保護に関する事務の委託を行った。

平成二十年一月八日

山口県知事 二井 関成



一 委託に係る事務の範囲

阿武郡阿東町の区域内に居住地を有する要保護者又は居住地がないが、若しくは明らかでない要保護者であつて、同町の区域内に現在地を有するものに対して、生活保護法第十九条第一項の規定により行う保護の決定及び実施に関する事務並びに同町の区域内に現在地を有する者に対して、同条第二項の規定により行う保護に関する事務

二 委託を受けた保護の実施機関

- 山口市長
- 委託開始年月日
平成二十年四月一日

山口県告示第二号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項に規定する病院でなくなった。

平成二十年一月八日

名称	所在地
藤政病院	山口県知事 二井 関成 岩国市周東町下久原二四〇三の一

山口県告示第三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する。

平成二十年一月八日

山口県知事 二井 関成

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
保安林の指定に関する告示(平成十二年山口県告示第五百四十七号)及び保安林の指定に関する告示(平成十三年山口県告示第百六十八号)に定めるところによる。
- 二 変更に係る指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
変更しない。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。

〔「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに下関市農林水産部農林整備課、萩市農林部林政課、下松市経済部農林水産課、岩国市農林経済部林業振興課、光市経済部水産林業課、長門市経済振興部農林課、柳井市経済部農林水産課、美東町役場、秋芳町役場及び阿武町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

山口県告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十年一月八日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十年一月八日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 県道
路線名 大島環状線
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
大島郡周防大島町大字西安下庄字小浦三四六七の三地先から同郡同町三九の一の地先まで	最狭 三〇・九二	最狭 九四・〇〇	三三二・〇	三三〇・〇	道路改良工事の完了による。

道路の種類 県道
路線名 山口字部線
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
山口市朝田字上山手八一九の一の地先から同市小郡下郷字隅田三三七二の六地先まで	最狭 七四・〇四	最狭 八一・四	八〇七五・五	八〇七五・五	一般国道九号の道路の区域(重用)

道路の種類 路線名 道路の区域	新		旧		備 考
	最狭 (メートル)	延 長 (メートル)	最狭 (メートル)	延 長 (メートル)	
山口市小郡下郷字隅田三三七二の六地先から同市江崎字和井田二六七五の一の地先まで	最狭 四二・九〇	四、五〇四・〇	最狭 三〇・九四	一、七〇一・四	一般国道二号の道路の区域(重用)
山口市江崎字和井田二六七五の一の地先から同市江崎字一ノ法司郷三八七九地先まで	最狭 三〇・九四	一、七〇一・四	最狭 二四・〇五	九六六・四	一般国道二号の道路の区域(重用)
山口市江崎字一ノ法司郷三八七九地先から同市江崎字一ノ法司郷三八七九地先まで	最狭 二四・〇五	九六六・四	最狭 二四・〇五	九六六・四	一般国道二号の道路の区域(重用)
山口市朝田字上山手八一九の一の地先から同市小郡下郷字隅田三三七二の六地先まで	最狭 七四・〇四	八、〇七五・五	最狭 二七・三〇	一四、〇三六・九	ダブルウェイ一般国道九号の道路の区域(重用)
山口市小郡下郷字隅田三三七二の六地先から同市江崎字和井田二六七五の一の地先まで	最狭 四二・九〇	四、五〇四・〇	最狭 二七・三〇	一四、〇三六・九	ダブルウェイ一般国道九号の道路の区域(重用)
山口市江崎字和井田二六七五の一の地先から同市江崎字一ノ法司郷三八七九地先まで	最狭 三〇・九四	一、七〇一・四	最狭 二四・〇五	九六六・四	一般国道二号の道路の区域(重用)
山口市江崎字一ノ法司郷三八七九地先から同市江崎字一ノ法司郷三八七九地先まで	最狭 二四・〇五	九六六・四	最狭 二四・〇五	九六六・四	一般国道二号の道路の区域(重用)

道路の種類 県道
路線名 妻崎開作小野田線
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
宇部市大字妻崎開作字宮川西二〇三七の一の地先から同市大字東須恵字一三九四三の三の地先まで	最狭 一九・〇〇	最狭 一七・〇〇	一、五九六・〇	一、五九六・〇	起点の変更による。
宇部市大字妻崎開作字崎廿四廿五の八六一の一の地先から同市大字東須恵字一三九四四の九の地先まで	最狭 三三・二〇	最狭 一七・〇〇	三、一〇二・五	三、一〇二・五	ダブルウェイ
宇部市大字妻崎開作字宮川西二〇三七の一の地先から同市大字東須恵字一三九四四の九の地先まで	最狭 三三・二〇	最狭 一七・〇〇	一、五四二・七	一、五四二・七	道路改良工事の完了による。

宇部市大字東須恵字は一三九四四の九地先から同市同大字三九四三の一地先まで		最狭 一・九・六 三・四・四	七三・六
新	旧	最狭 	
最狭 五二・〇八	最狭 		七五〇・四

山口県告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十年一月八日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十年一月八日

山口県知事 二井 関成

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
大島環状線	大島郡周防大島町大字西安下庄字小浦三四六七の三地先から同郡同町同大字字三原三四三九の一地先まで	平成二十年一月九日

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県妻崎開作小野田線	宇部市大字妻崎開作字崎廿四廿五ノ一八六一の一地先から同市大字東須恵字は一三九四三の一地先まで 宇部市大字東須恵字に一三九四四の九地先から同市同大字字は一三九四四の九地先まで	平成二十年一月九日

山口県告示第六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十条第一項の規定に基づき、小野田都市計画事業小野田の出二丁目土地区画整理事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十年一月八日

山口県知事 二井 関成

- 一 土地区画整理事業の名称
小野田都市計画事業小野田の出二丁目土地区画整理事業
- 二 事務所の所在地
山陽小野田市大字西高泊一三三九の六
- 三 施行認可の年月日
平成十八年六月六日
- 四 変更認可の年月日
平成二十年一月八日



(四) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十年一月八日から同年五月八日までの間、山口県商工労働部商政課及び山陽小野田市環境経済部商工労働課において公衆の縦覧に供します。

平成二十年一月八日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 アルク港町店
所在地 山陽小野田市港町五八一〇の一
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六 代表者の氏名 藏澄 均
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
氏名又は名称 住 所 代表者の氏名
株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六 藏澄 均

四 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十年八月二十日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
一、五八六平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
駐車場の収容台数
一〇〇台

(一) 駐輪場の収容台数
四五台

(二) 荷さばき施設の面積
四〇平方メートル

(三) 廃棄物等の保管施設の容量
二八立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
氏名 又は 名称 開店時刻 閉店時刻

株式会社丸久 午前九時三〇分 午後一二時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前九時十五分から翌日の午前零時十五分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数
二箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前五時から午後六時まで

八 届出年月日
平成十九年十二月十九日

(五) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十年一月八日から同年五月八日まで、山口県商工労働部商政課並びに光市経済部商工観光課及び光市大和支所において公衆の縦覧に供します。

平成二十年一月八日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 光ショッピングセンターベスト
所在地 光市島田二丁目二番一〇号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名

協同組合ベスト 光市島田二丁目二番一〇号 國廣 由樹
ベスト開発株式会社 " " " " 坪井 敏明

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社つばい	株式会社つばい
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	有限会社上本靴店	有限会社上本靴店
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	有限会社松本吉重商店	有限会社松本吉重商店
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	—	光市浅江二丁目四番六号
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	—	松本 憲治

四 届出年月日
平成十九年十二月二十五日

五 変更年月日
平成十五年二月十八日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 光ショッピングセンターベスト
所在地 光市島田二丁目二番一〇号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名

協同組合ベスト 光市島田二丁目二番一〇号 國廣 由樹

ベスト開発株式会社 " " " " 坪井 敏明
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	松月堂製パン株式会社	社	松月堂製パン株式会社
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	有限会社トレビ	有限会社トレビ	有限会社トレビ
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	"	"	下松市大字西豊井八〇四の七
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	"	"	永松 伸幸

四 届出年月日
 平成十九年十二月二十五日
 五 変更年月日
 平成十九年十二月一日

(六) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十九年八月二十一日山口県公告(四二〇)に係る大規模小売店舗について次のとおり光市から意見を聴きました。
 当該意見は、平成二十年一月八日から同年二月八日までの間、山口県商工労働部商政課並びに光市経済部商工観光課及び光市大和支所において公衆の縦覧に供します。

平成二十年一月八日
 山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名 称 浅江ショッピングセンター
 所在地 光市浅江四丁目四〇三〇の三

二 意見の概要
 特に配慮を求める事項はない。

(七) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十九年八月二十一日山口県公告(四二二)に係る大規模小売店舗について次のとおり光市から意見を聴きました。
 当該意見は、平成二十年一月八日から同年二月八日までの間、山口県商工労働部商政課並びに光市経済部商工観光課及び光市大和支所において公衆の縦覧に供します。
 平成二十年一月八日
 山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名 称 浅江ショッピングセンター
 所在地 光市浅江四丁目四〇三〇の三

二 意見の概要
 特に配慮を求める事項はない。

(八) 市町が行う土地改良事業の施行の協議に係る決定
 次の市町が行う土地改良事業の施行の協議は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、適当であると決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、その決定に係る土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供します。
 平成二十年一月八日
 山口県知事 二井 関 成

一 事業の内容
 市町名 施行地区 事業の種類
 美祢市 牛明(奥)地区 ため池の整備

二 縦覧の期間
 平成二十年一月九日から同月二十八日まで

三 縦覧の場所
 山口県農林水産部農村整備課

(九) 国営農地再編整備事業(豊北地区向坊換地区)の換地処分
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、
国営農地再編整備事業の施行に係る豊北地区向坊換地区の換地処分を次のとおり行いま
した。

平成二十年一月八日

山口県知事 二井 関 成

一 換地処分の年月日

平成十九年十一月二十一日

二 換地処分の内容

国営農地再編整備事業(豊北地区向坊換地区)換地計画書に記載された換地計画の
とおり

平成二十年一月八日印刷
平成二十年一月八日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)